

海上工事施工管理技術者の継続学習および資格の更新について



令和8年8月
一般財団法人 港湾空港総合技術センター
審査・認定部

1. 継続学習の概要

(1) 継続学習の目的

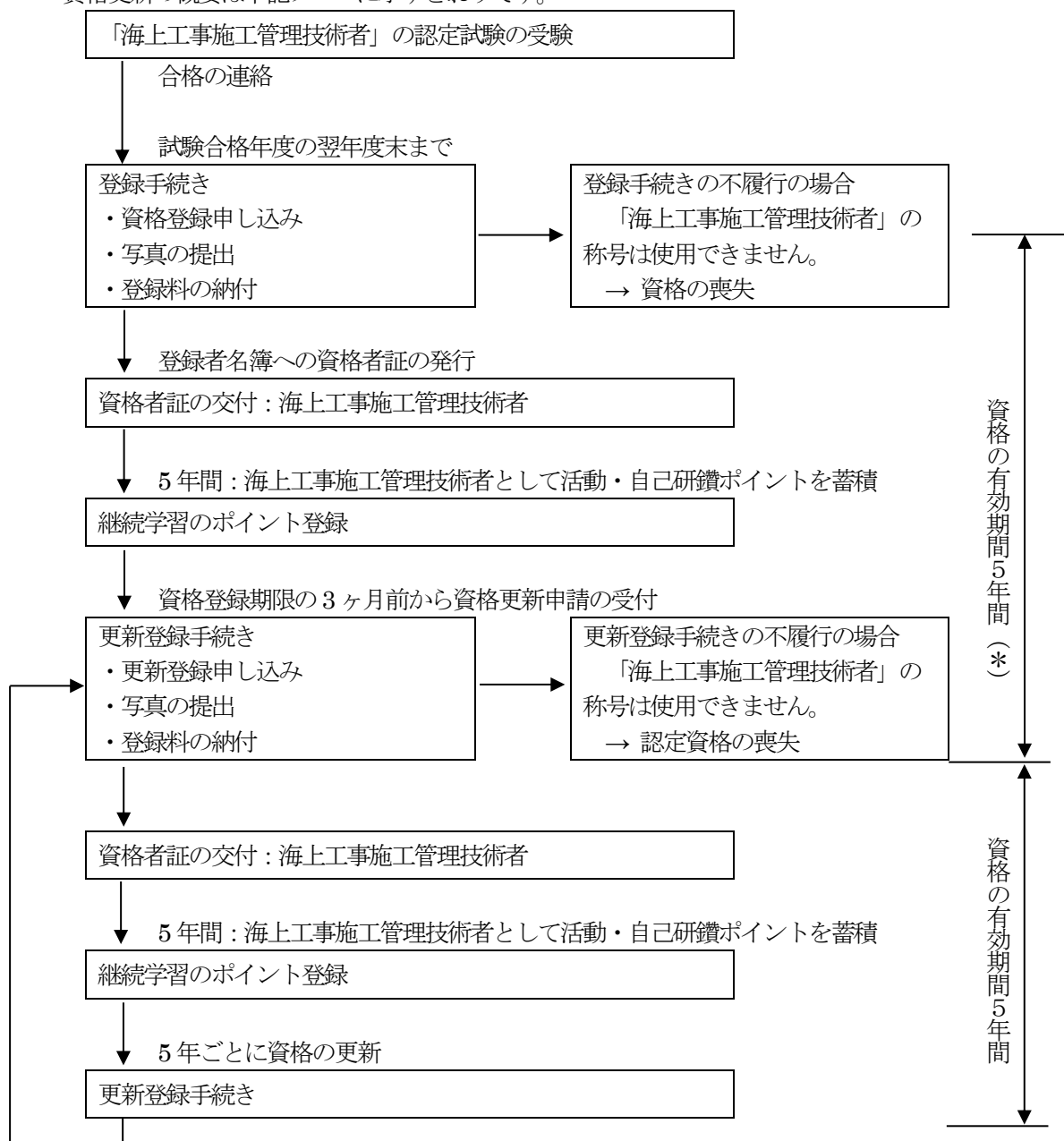
海上関係の工事において指導的役割を果たす「海上工事施工管理技術者」は、工事の施工経験、施工技術の報告、講習会など各種プログラムによる研鑽の場や活動を通じて、常に必要な技術力と資質の向上を図る必要があります。そのため、以下に示す3つの活動を通じて継続して学習することが求められ、それらの実績はポイントとして管理されます。

- ① 海上工事に関する施工経験
- ② 施工技術報告、各種団体の講習・研修会への参加等
- ③ 認定機関（（一財）港湾空港総合技術センター）が開催する技術講習会

(2) 資格更新制度

「海上工事施工管理技術者」は、資格の有効期間内に、表-1「認定項目とポイント」にもとづき、合計200ポイント以上の継続学習の単位を取得する必要があります。

資格更新の概要は下記フローに示すとおりです。



（*：登録年度の4月1日から5年間）

(3) 継続学習について

1) 継続学習の評価単位

「継続学習」は、学習単位「ポイント」として整理されます。「継続学習」の認定項目とポイントの関係を、表1に示します。

表-1 「継続学習」の認定項目とポイント

種 別	認 定 項 目				ポイント数	備 考
A	施 工 経 験	業 務 従 事 実 績	・日本国内の公共工事、民間工事および外国での海上工事の施工に直接的に関わる技術業務の従事者 ・公共工事の発注者側で監督あるいは検査業務に従事者 ○認定資格分類の工事は、ポイントは1.5倍	業務従事期間 が6ヶ月超	40ポイント	技術者がその工事に従事したことの証明 ・元請け工事の場合 CORINS登録工事: 登録の控えを添付 上記以外:所属長・ 会社の証明書を添付 ・下請け工事等の場合は、所属長の証明書を添付
			同 3ヶ月以上 6ヶ月未満	30ポイント		
			同 3ヶ月未満	20ポイント		
B	継 続 学 習	施 工 技 術 の 報 告 実 績	施工した工事、業務の報告書の提出	提 出	20ポイント (1件につき)	Aの経験に限る
C			「施工技術DB」への登録 技術的に優れた内容の報告として「施工技術DB」に登録	登 録	20ポイント (1件につき)	「施工技術DB」に登録時に 加算
D			SCOPE「施工技術報告会」での発表	発 表	30ポイント (1件につき)	報告会発表時に付与
E			SCOPE「施工技術報告会」の聴講	聴 講	10ポイント (1件につき)	参加証明書を添付
F			海上工事関連の業務報告書の提出	提 出	20ポイント (1件につき)	工事施工関連部署での業務実績証明書を添付
G		継 続 学 習 実 績	下記機関が開催する講習、研修会 ・国土交通省港湾局、地方整備局 ・国土交通省国土技術政策総合研究所 ・国土交通省北海道局、北海道開発局 ・内閣府沖縄振興局、沖縄総合事務局 ・地方公共団体 ・(国研)港湾空港技術研究所 ・(一財)沿岸技術研究センター ・(一社)寒地港湾技術研究センター ・(一社)海洋調査協会 ・(一社)日本埋立浚渫協会 ・(一社)日本海上起重技術協会 ・(一社)日本作業船協会 ・(一社)日本潜水協会 ・(一社)日本建設業連合会 ・日本港湾空港建設協会連合会	参 加	10ポイント (1件につき)	出席及び講習・研修の内容が 確認できる書類を添付
			(一財)港湾空港総合技術センターが主催する講習、研修会 (J:技術講習会は別途)		20ポイント (1件につき)	
				・上記機関等が主催する講習、研修会等で講師として従事した場合	講 師	
H		継 続 学 習 実 績	下記団体の資格所有者 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)土木学会 ・(公社)日本コンクリート工学会 ・(一財)建設業技術者センター ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(一社)日本鋼構造協会 ・(一社)建設コンサルタンツ協会 ・(一社)日本環境アセスメント協会 ・(公社)地盤工学会 ・(一社)港湾空港技術コンサルタンツ協会	資格更新	10ポイント (一団体についてのみ)	期間内の資格更新記録(証明書)を添付
I			○上記G、H団体での技術論文の掲載 ○土木工事関連誌に技術論文の掲載	掲 載	30ポイント (1件につき)	掲載された論文等をPDF に変換して添付
J	技 術 講 習	①技術講習会 (＊)	受 講	60ポイント	技術講習会の受講については、一回限りとしな	
		②受講報告書	提 出	40ポイント		

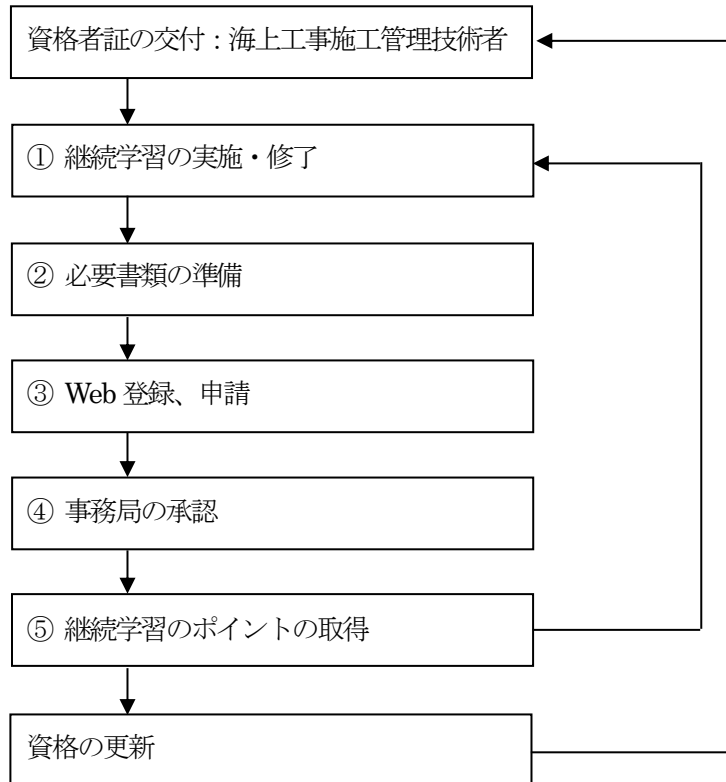
(※:海上工事施工管理技術者資格認定機関事務局が行う技術講習会)

2) 継続学習ポイントについて

資格更新のための継続学習ポイントとして、5年間で200ポイント以上が必要です。

自分の専門分野を考慮しながら、できるだけ毎年バランスのとれた継続学習を行うよう心がけてください。

また、原則として、継続学習の修了後、3ヶ月以内に登録・申請をお願いします。



① 継続学習の実施・修了

継続学習の認定項目を確認の上、バランスのとれた学習計画を立てて継続学習を実施します。

② 必要書類の準備

登録時に必要な書類を準備します。例えば、施工経験の登録にはコリンズデータが必要となります。認定項目により添付する書類が異なりますので、事前に確認して準備を進めてください。

③ Web 登録、申請

継続学習の修了後、資格登録者のページからログインして、所定の事項を記載するとともに、必要書類を添付し、登録、申請を行います。

④ 事務局の承認

申請者が登録したデータの内容を確認、審査し、適切と判断された場合、継続学習ポイントとして承認されます。申請された継続学習の内容等について、必要に応じて、実施を証明する書類の提出を求めたり、申請者への確認や問い合わせを行うことがあります。

登録した記録に誤りがあると認められた場合には、速やかに記録の訂正を行っていただきます。

訂正後、問題がないことが確認されれば、ポイントが付与されます。

なお、SCOPE の実施する技術講習会への参加者には、事務局にて登録を行います。

⑤ 継続学習のポイントの取得

継続学習により取得したポイントについては、申請者が、資格登録者のページからログインして確認してください。

2. 継続学習とポイント申請に当たっての注意事項

(1) 業務従事実績 (表-1、A)

海上工事の施工について、直接的に関わる技術業務の経験を登録します。また、公共工事の発注者側での監督あるいは検査業務に従事した場合も同様に施工経験として登録できます。

海上工事※に関する工事および業務 (1 件につき) に従事した期間とポイントの関係を、下記に示します。認定資格分類の工事に従事した場合は、通常の 1.5 倍のポイントを取得することができます (表-2、3 参照)。

認定資格分類の工事とは、「表-4」の対象工種のいずれかを含む海上工事であり、施工数量、立場等でポイントが変わることはありません。

※：海上工事とは、「表-5」に記載されている「海上工事の対象工種」のいずれかを含む工事または業務を示します。

表-2 工事期間によるポイント (認定資格分類以外の工事)

従事期間	ポイント	備 考
6 ヶ月以上	40 ポイント	
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	30 ポイント	
3 ヶ月未満	20 ポイント	

表-3 工事期間によるポイント (認定資格分類の工事)

従事期間	ポイント	備 考
6 ヶ月以上	60 ポイント	
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	45 ポイント	
3 ヶ月未満	30 ポイント	

1) 申請内容について

① 工事内容

- ・発注者の名称等は、省略せずに、正確に記入してください。
- ・工事概要については、コリンズ登録データを添えて、工事の内容、工事種類が分かるように記入してください。

② 工事期間

- ・業務従事期間は、コリンズデータ等に記載されている期間を記入してください。
なお、事前準備や残務整理の期間は業務従事期間には含まれません。
- ・1 年以上の長期にわたる工事については、年度ごとに区切って、申請してください。
以下の例に示すように、工事の開始年はその年度末で一度区切り、その後の期間については、別途、年度初めから工事の終了までの期間を記入してください。
- ・ただし、年度をまたぐ工事で工期が 1 年未満の場合は、全体の従事期間を一括して申請してください。
- ・工事期間の重複は認められません。2 件以上の工事を担当している場合、どちらか一方の期間を申請してください。

(例) 年度をまたぐ工事 (令和5年12月から令和8年1月までの工事の場合)

令和5年12月から令和6年3月: 4ヶ月 30ポイント

令和6年4月から令和7年3月: 12ヶ月 40ポイント

令和7年4月から令和8年1月: 10ヶ月 40ポイント

令和5年12月から6年3月

| ← 4ヶ月 30ポイント → | 6年4月から7年3月

| ← 12ヶ月 40ポイント → | 7年4月から8年1月

| ← 10ヶ月 40ポイント → |

令和5年12月 令和6年4月 令和7年4月 令和8年1月まで

③ 下請工事の場合

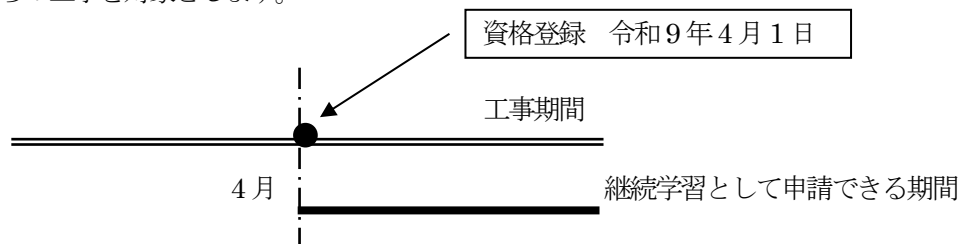
- ・下請工事で、コリンズ登録データがない場合は、工事名、工種、担当期間等を明記した業務実績証明書を作成し、捺印を受けたものを添付してください。

業務実績証明書のサンプルはホームページにあります。

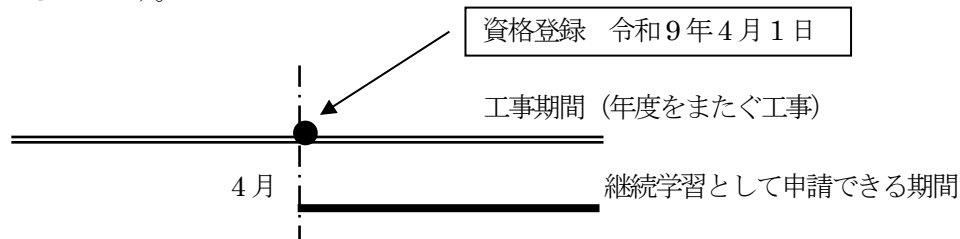
- ・上記、業務実績証明書の捺印は社印とし、個人印による押印は認められません。

2) 初年度の継続学習として申請できる工事期間

令和8年度試験に合格した資格登録者の海上工事に関する実務経験の対象工事は、令和9年4月1日からの工事を対象とします。



なお、前年度からの継続工事も対象としますが、継続学習として申請できる期間は、令和9年4月1日からとします。



3) 資格の登録日

合格者の資格は、1年間有効です。資格の登録は有効期間内であればいつでも可能です。

資格登録が遅れた場合においても、継続学習としては年度の開始日(4月1日)から申請可能とします。

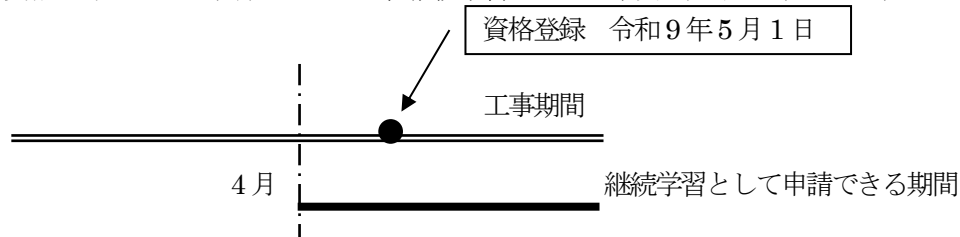


表-4 海上工事の対象工種

海上工事(大工種)		海上工事とする対象工種	主要作業船	
浚渫工(航路・泊地)・土捨て工		ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船	
		グラブ浚渫工	グラブ浚渫船	
		硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ浚渫船	
		岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ浚渫船、砕岩船	
		排砂管設備工	揚錨船、引船、台船	
		土運船運搬工	土運船、引船、押船	
		揚土土捨て工	バージアンローダー船、空気圧送船、リクレーマ船	
		床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
		その他浚渫工	高濃度浚渫船、バックホウ浚渫船、ドラグサクシオン浚渫船	
		床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
海上地盤改良工		排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船、台船	
		土運船運搬工	土運船、引船、押船	
		揚土土捨て工	バージアンローダー船、空気圧送船、リクレーマ船	
		置換工	ガットバージ船、潜水土船	
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバージ、ペーバードレーン船	
		締固工	サンドコンパクション船、ガットバージ船	
		固化工	深層混合処理船	
基礎工		基礎盛砂工	土運船、ガット船	
		洗掘防止工	クレーン付台船、潜水土船	
		基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水土船、機械均し船	
		基礎ブロック工(海上据付)	起重機船、クレーン付台船、潜水土船	
		水中コンクリート工	クレーン付台船、潜水土船	
		水中不分離性コンクリート工	クレーン付台船、潜水土船	
		その他(袋詰コンクリート工)	クレーン付台船、潜水土船	
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィン Dock、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	フローティングドック、クレーン付台船、起重機船、ガット船	
		中詰工	クレーン付台船、ガット船	
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
	ブロック式	蓋ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船	
		本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水土船	
		中詰工(海上施工)	ガット船	
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
	場所打式	蓋ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船	
		場所打コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、クレーン付台船	
		水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水土船	
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水土船	
	捨石・捨ブロック式	その他(プレパックドコンクリート工)	ミキサー船、クレーン付台船、潜水土船	
		先掘防止工	クレーン付台船、潜水土船	
		本体捨て石工	ガット船、クレーン付台船、潜水土船	
		捨てブロック工	起重機船、クレーン付台船、潜水土船	
		場所打コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
		沈埋トンネル	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船	
		鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
			控工	杭打船、クレーン付台船
		鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
		鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
		ジャケット式	鋼杭工、ジャケット等据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船
		その他	受杭打設工	杭打船、起重機船、クレーン付台船
被覆・根固工		被覆石工	ガット船、クレーン付台船	
		被覆ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
		根固ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
		水中コンクリート工	クレーン付台船	
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
上部工		上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
		上部ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
消波工		消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船、潜水土船	
		洗掘防止工	クレーン付台船、潜水土船	
裏込・裏埋工		裏込工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船	
		裏埋工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船、潜水土船	
埋立工		埋立工	ポンプ浚渫船、ガット船、グラブ浚渫船、土運船	
		排砂管設備工	揚錨船、引船、台船	
		土運船運搬工	土運船、引船、押船	
		揚土埋立工(固化工含む)	バージアンローダー船、空気圧送船、リクレーマ船	
維持補修工		防食工	潜水土船、クレーン台船	
構造物撤去工(取壊し含む)		基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船	
		本体(コンクリート、鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船	
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
仮設工		仮設鋼矢板工	起重機船、クレーン船	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板工	杭打船、起重機船	
橋梁下部工	基礎工(海上施工)	ケーソン工(海上据付)	クレーン付台船、引船(据付)	
		鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船	
		鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船	
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船	
	橋台・橋脚(海上施工)	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
橋梁上部工		上部架設工	起重機船	
浮体工		浮防波堤設置工、浮桟橋設置工	クレーン付台船、揚錨船	
魚礁工		魚礁設置工	起重機船、クレーン付台船	
洋上風力発電設備設置工		洋上風力発電設備設置工	SEP船、起重機船、杭打船、ケーブル布設船	

表-5 資格分類別海上工事・対象工種

(注 ●印の工種のみが「資格分類の海上工事の対象となる工種」である。)

資格分類	海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船	
Ⅰ 類 (浚 渫)	浚渫工(航路・泊地)・土捨工		● ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船	
			● グラブ浚渫工	グラブ浚渫船	
			● 硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ浚渫船	
			● 岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ浚渫船、砕岩船	
			排砂管設備工	揚錨船、引船、台船	
			土運船運搬工	土運船、引船、押船	
			揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船	
			● 床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
	海上地盤改良工		● その他浚渫工	高濃度浚渫船、バックホウ浚渫船、ドラグサクシオン浚渫船	
			● 床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
			埋立工	ポンプ浚渫船、ガット船、グラブ浚渫船、土運船	
			排砂管設備工	揚錨船、引船、台船	
	埋立工		土運船運搬工	土運船、引船、押船	
			揚土埋立工(固化工含む)	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船	
			構造物撤去工(取壊し含む)	基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船
				本体(コンクリート、鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船
ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船				
上部撤去工(コンクリート、鋼構造)	起重機船、クレーン付台船				
● 海上撤去(航路・泊地の浚渫作業に伴う)	起重機船、クレーン付台船、潜水士船				
資格分類	海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船	
Ⅱ 類 (コン ク リ ー ト 構 造 物)	海上地盤改良工		● 床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船	
			排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船、台船	
			土運船運搬工	土運船、引船、押船	
			揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船	
			置換工	ガットバージ船、潜水士船	
			● 圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバージ、ペーバードレーン船	
			● 締固工	サンドコンパクション船、ガットバージ船	
			● 固化工	深層混合処理船	
	基礎工		基礎盛砂工	土運船、ガット船	
			洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船	
			● 基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船	
			● 基礎ブロック工(海上掘付)	起重機船、クレーン付台船、潜水士船	
			水中コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船	
			水中不分離性コンクリート工	クレーン付台船、潜水士船	
			● 機械均し工	機械均し船	
			● ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
	本体工	ケーソン式	● ケーソン進水掘付工	フローティングドック、クレーン付台船、起重機船、ガット船	
			中詰工	クレーン付台船、ガット船	
			蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
			蓋ブロック工(掘付)	起重機船、クレーン付台船	
			● 本体ブロック掘付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船	
			中詰工(海上施工)	ガット船	
		ブロック式	蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
			蓋ブロック工(掘付)	起重機船、クレーン付台船	
			● 場所打コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、クレーン付台船	
			● 水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船	
		場所打式	● 水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船	
			● その他(プレバッドコンクリート工)	ミキサー船、クレーン付台船、潜水士船	
			捨石・捨ブロック式	先掘防止工	クレーン付台船、潜水士船
				● 本体捨石工	ガット船、クレーン付台船、潜水士船
		● 捨ブロック工		起重機船、クレーン付台船、潜水士船	
		場所打コンクリート工		ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
		沈埋トンネル	● 沈埋トンネル掘付工	沈埋団沈設用台船、起重機船、クレーン付台船	
		被覆・根固工		● 被覆石工	ガット船、クレーン付台船
				● 被覆ブロック工	起重機船、クレーン付台船
	● 根固ブロック工			起重機船、クレーン付台船	
	水中コンクリート工			クレーン付台船	
	水中不分離性コンクリート工			ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
	上部工		● 上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
			上部ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
	消波工		● 消波ブロック掘付工	起重機船、クレーン付台船、潜水士船	
			洗掘防止工	クレーン付台船、潜水士船	
	裏込・裏埋工		裏込工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船	
			裏埋工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船、潜水士船	
	構造物撤去工(取壊し含む)		● 基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
			● 本体(コンクリート等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船	
			● ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
			● 上部撤去工(コンクリート構造)	起重機船、クレーン付台船	
			海上撤去(航路・泊地のための)	起重機船、クレーン付台船、潜水士船	
			● ケーソン工(海上掘付)	クレーン付台船、引船(掘付)	
	橋梁下部工	基礎工(海上施工)	鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船	
			鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船	
			鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船	
			● 橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
	橋梁上部工		● 上部架設工(PC構造)	起重機船	
	魚礁工		魚礁設置工(コンクリート構造)	起重機船、クレーン付台船	
	洋上風力発電設備設置工		● 洋上風力発電設備設置工(ハイブリッド構造)	SEP船、起重機船	

(注 ●印の工種のみが「資格分類の海上工事の対象となる工種」である。)

資格分類	海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船
Ⅲ 類 (鋼 構 造 物)	海上地盤改良工		● 床掘工	グラブ浚渫船、ポンプ浚渫船
			排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船、台船
			土運船運搬工	土運船、引船、押船
			揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
			置換工	ガットバージ船、潜水士船
			● 圧密・排水工	サンドドレーン船、ガットバージ、ペーパードレーン船
			● 締固工	サンドコンパクション船、ガットバージ船
			● 固化工	深層混合処理船
	本体工	鋼矢板式	● 鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
			控工	杭打船、クレーン付台船
		鋼杭式	● 鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
		鋼製セル式	● 鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
		ジャケット式	● 鋼杭工、ジャケット等据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船
	その他		受杭打設工	杭打船、起重機船、クレーン付台船
	構造物撤去工(取壊し含む)		基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ浚渫船
			● 本体(鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ浚渫船
			ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
			● 上部撤去工(鋼構造)	起重機船、クレーン付台船
			海上撤去(航路・泊地のための)	起重機船、クレーン付台船、潜水士船
	仮設工		仮設鋼矢板工	起重機船、クレーン船
			仮設鋼管杭・鋼管矢板工	杭打船、起重機船
	橋梁 下部工	基礎工(海上施工)	ケーソン工(海上据付)	クレーン付台船、引船(据付)
			● 鋼矢板セル工、鋼板セル工	起重機船、クレーン付台船
			● 鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
			● 鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
		橋台・橋脚(海上施工)	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
	橋梁上部工		● 上部架設工(鋼構造)	起重機船
	浮体工		● 浮防波堤設置工・浮棧橋設置工(鋼杭工)	クレーン付台船、揚錨船
	魚礁工		魚礁設置工(鋼構造)	起重機船、クレーン付台船
	洋上風力発電設備設置工		● 洋上風力発電設備設置工	SEP船、起重機船、杭打船、ケーブル布設船

(2) 施工した工事、業務の報告書の提出 (表-1、B)

海上工事の施工に関連する技術開発、現場支援業務などに関する報告書として、「海上工事施工関連技術報告書」を提出することができます。(様式については、事務局にお問い合わせください。)

表-1 に示す「A: 従事した工事」と「F: 工事管理、設計などに関する業務報告書の提出」が認定項目として承認された後、上記報告書を提出することができます。提出された報告書の内容を確認後、1 件につき 20 ポイントが付与されます。ただし、F の業務報告書の提出に当たっては、関連部署での実績証明が必要です。

なお、工事の報告書については、掲載・発表を行うことを前提として提出してください。守秘義務のある工事内容などについては、注意してください。

以下に示すものについては、受理しません。

- ・記載してある内容が技術的に適切ではないもの。
- ・現場代理人と担当者等、立場が異なるが、記載している文章や内容が同じもの。この場合は、両者とも受理しません。
- ・〇〇港や××港等、場所が異なるが、記載している文章や内容が同じもの。

(3) 「海上工事施工技術報告集」への掲載 (表-1、C)

提出された「海上工事施工関連技術報告書」の中から、海上工事の施工技術の発展、技術の伝承及び技術者の育成等において優れた報告を選定し「海上工事施工技術報告集」として取り纏め、印刷・発行します。「海上工事施工技術報告集」に掲載された場合、20 ポイントが付与されます。選定の採否は事務局に行います。

(4) 「施工技術報告会」での発表 (表-1、D)

「海上工事施工技術報告集」に掲載された報告のうち、技術的に特に優れたものについては、「施工技術報告会」において、発表をお願いします。発表要領等については、その際に別途連絡します。報告会の発表後、30 ポイントが付与されます。

なお、発表者の交通費等は、発表者の負担とします。

(5) 「施工技術報告会」の聴講 (表-1、E)

「施工技術報告会」を聴講することにより 10 ポイントが付与されます。

(6) 施工技術の報告 (表-1、F)

工事の管理、設計、積算、施工計画作成等の業務に従事し、その業務に関する施工技術報告書を提出した場合、20 ポイントが付与されます。(様式については、事務局にお問い合わせください。)

なお、報告書の提出に際しては、工事関連部署での業務実績証明書を発行してもらい、その添付をお願いします。

(7) 講習会、研修会への参加 (表-1、G)

海上工事施工管理技術者が、下記の海上工事関連等の機関（以下、「機関」という）が主催している海上工事に関する講習会、研修会等に出席することにより、1回の受講につき10ポイントが付与されます。

なお、SCOPEが主催する講演会等については、1回の受講ごとに20ポイントとします。

ポイントの申請に当たっては、講習会、研修会等のプログラムのコピー、実施機関の発行する受講証明書、または所定の様式に実施機関の担当者等の証明印を受けた書類など、出席および講習・研修の内容が確認できる書類の提出が必要となります。受講証明書等によることができない場合は所属機関による証明書の提出で代えることができます。

また、複数日にわたる講習会等の場合においても、付与されるポイントは1講習会につき10ポイントです。

- 1) 国土交通省港湾局、地方整備局
- 2) 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 3) 国土交通省北海道局、北海道開発局
- 4) 内閣府沖縄振興局、沖縄総合事務局
- 5) 地方公共団体
- 6) (国研) 港湾空港技術研究所
- 7) (一財) 沿岸技術研究センター
- 8) (一社) 寒地港湾技術研究センター
- 9) (一社) 海洋調査協会
- 10) (一社) 日本埋立浚渫協会
- 11) (一社) 日本海上起重技術協会
- 12) (一社) 日本作業船協会
- 13) (一社) 日本潜水協会
- 14) (一社) 日本建設業連合会
- 15) 日本港湾空港建設協会連合会
- 16) (一財) 港湾空港総合技術センター

(注：上記1)～16)については、海上工事に関し、開催されたものに限りします。)

(8) 他団体の継続教育制度による更新 (表-1、H)

下記の団体等（以下、「団体」という）が実施している「継続教育制度」に参加し、当該団体の資格等の更新が認められた場合は、10ポイントが取得できます。申請に当たっては、資格更新記録（証明書）を添付してください。ただし、この場合、資格更新までの期間中、1団体（10ポイント）限りとします。

- 1) (公社) 日本技術士会
- 2) (公社) 土木学会
- 3) (公社) 日本コンクリート工学会
- 4) (一財) 建設業技術者センター
- 5) (一社) 全国土木施工管理技術士会連合会
- 6) (一社) 日本鋼構造協会
- 7) (一社) 建設コンサルタンツ協会
- 8) (一社) 日本環境アセスメント協会
- 9) (公社) 地盤工学会
- 10) (一社) 港湾空港技術コンサルタンツ協会

(9) 技術論文の掲載 (表-1、I)

海上工事に関する技術論文を土木工事関連誌、あるいは上記の機関・団体の発行する情報誌・論文集等に掲載すれば、30ポイントが付与されます。ただし、海上工事施工管理技術者が所属する会社等の発行するものは除きます。申請に当たっては、論文の概要、執筆者名あるいは発表者名、掲載誌名が判別できる

部分のコピーが必要となります。

(10) 技術講習会（表-1、J）

海上工事施工管理技術者資格認定機関事務局が行う技術講習会の受講者には 60 ポイントが付与されます。また、技術講習会の受講報告書を作成し、その内容が適切と評価された者には、40 ポイントが付与されます。

また、技術講習会の受講者及び報告書の提出者（適切と評価された者）には、事務局において確認の上、ポイントが付与され、申請が不要となります。

(11) 申請時の注意事項

- ・申請内容が不明な場合や確認ができない場合、ポイントは付与されません。その場合の理由等についてはメールでご連絡します。なお、申請内容の確認ができる資料を準備して、再度申請を行うことは可能です。
- ・提出された申請書の内容が事実と異なると判断された場合には、SCOPE においてポイント数を変更することがあります。この場合のポイントの確認は各自でお願いします。
- ・申請は、原則として、継続学習の修了後、3 ヶ月以内に行ってください。

3. 資格の更新

(1) 資格の更新

5 年間の更新期間内に所定の継続学習ポイント（200 ポイント以上）を取得した者は、有効期間の終了日の 3 ヶ月前から、終了日の 2 ヶ月後までの間に、更新申請を行ってください。事務局で申請書類を確認後、次の 5 年間の資格者証を発行します。

更新に当たっては、次の点にご注意ください。

- ① 有効期間中に取得した 200 ポイントを超過したポイントについては、繰り越すことはできません。
- ② 更新時に海外の工事に従事するなど、所定の手続きが困難または不可能な場合は、事務局にご相談ください。

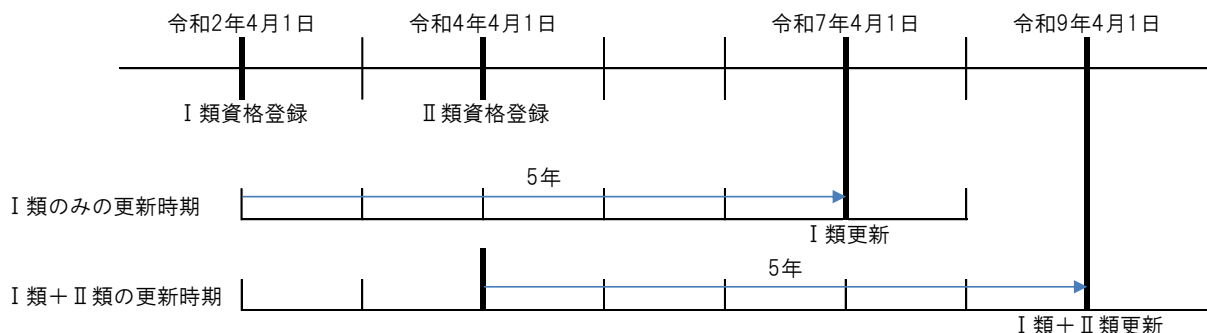
なお、更新手数料として、10,000 円（税別）が必要となります。

(2) 複数資格の更新

複数の資格を取得・登録した場合（例：Ⅰ類＋Ⅱ類）は、取得したすべての資格の有効期間が、最新の資格登録時期から 5 年間となります。

複数の資格を取得される方は、ポイントの有効期間は最新の資格登録後の 5 年間に限られますので、更新時期を考慮して計画的にポイントを取得してください。

例：令和 2 年 4 月 1 日にⅠ類を資格登録した方が令和 4 年 4 月 1 日にⅡ類を資格登録した場合



4. 資格の失効

有効期間中に更新ができなかった場合、資格は失効します。失効により登録情報のすべて（記録を含む）が削除され、以降のお問い合わせに応じることはできなくなります。

ただし、失効後1年間に限り、条件を満足すれば、資格の回復が可能となります。条件の詳細は、ホームページを閲覧するか事務局にお問い合わせください。

5. 退会について

退会に際しては、会員番号、氏名、退会する旨と退会時期を明記した退会届（書式自由）を提出してください。退会届の提出のない限り、会員を継続しているものとみなします。

6. 資格者証の再発行

資格者証の紛失等により再交付を希望する場合は、再交付手数料を添えて、資格者証再交付申請書（様式 再交1）を提出してください。申請書類等については事務局にお問い合わせください。

7. その他 (Q&A)

Q：ポイントは、5年間分をまとめて申請することは可能でしょうか？

A：継続学習の目的は、更新期間の5年間に進歩、変化する技術等を習得して、実践に役立つレベルの維持・向上を図ることにあります。そのため、5年間にできるだけ継続して学習し、各年度において、できるだけ均等にポイントを取得していただくことが望ましいと考えています。また、学習内容の確認のためにも、修了後3ヵ月以内に申請されることを原則としています。

Q：ポイントの申請に費用はかかりますか？

A：ポイントの申請には費用はかかりません。各資格者がインターネットから申請していただくようお願いいたします。事務局においては、書類やFAXによる登録の代行は行っていないです。

Q：他の資格でも同様のポイント制を実施していますが、それらのポイントとの互換性はあるのでしょうか？

A：他の資格のポイントとの互換性はありません。

Q：担当が施工部門から外れた場合はどうなりますか？

A：計画的に継続学習を行っていけば、ポイントは無理なくクリアできると考えています。
技術講習会、関連団体の講習会・研修会への参加、施工技術に関する報告書の提出など、担当業務に応じたポイントを取得してください。